



2026年3月26日

各 位

会 社 名 日本精工株式会社
代 表 者 代表執行役社長 市井 明俊
(コード：6471 東証プライム)
問 合 せ 先 人事総務本部 岡 秀典
電 話 番 号 03-3779-7111 (代)

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、報酬委員会において下記の通り役員報酬制度を改定することについて決議しましたのでお知らせします。なお、現在検討中の中期経営計画策定後に業績連動報酬に用いる評価指標を確定しますので、委細決定後、改めてお知らせします。

記

1. 役員報酬制度改定の目的

当社報酬委員会において、中期経営計画に掲げる数値目標の達成、ひいては持続的な企業価値の向上に対するインセンティブ及び株主の皆様との利害の共有をより強化した役員報酬制度とする議論を行ってきました。

加えて、グローバル市場における競争環境の変化や企業の果たすべき社会的課題への取り組みの重要性が高まる中、当社が目指すべき姿と整合する報酬体系を構築するため、同業他社のほかESG先進企業やグローバル企業の報酬制度や報酬水準も確認し、グローバルで競争力のある報酬制度のあり方を検討してまいりました。

これらの議論を踏まえ、報酬委員会において、当社の取締役および執行役を対象とする役員報酬制度について、以下の基本的な考え方や具体的方針に基づき改定することを決議しました。

<基本的な考え方>

- ・中長期的な企業価値向上を図るため、報酬と企業価値の連動性の最大化と透明性の確保を徹底します。

<具体的方針>

- ・優秀な人材の確保
- ・中長期的な企業価値向上への貢献意欲の喚起
- ・株主との利害の一致
- ・客観性・透明性の高いガバナンスの実現

2. 役員報酬制度改定の概要

(1) 報酬体系を次のように定義しました。

①執行役の報酬は以下の構成とします。

報酬の種類		概要
固定報酬	基本報酬	・執行役の役割と責任に応じて支給される金銭報酬。
変動報酬	短期業績連動報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度毎の業績目標の結果に応じて支給される金銭報酬。 ・評価指標には収益力の強化、企業価値向上などの経営目標に整合する単年度の指標を用いる。なお、具体的な指標は中期経営計画に基づく指標を用いる。 ・各指標の目標達成度に応じて支給額を決定する。 ・経営課題を達成するための施策の取り組み状況や担当職務の業績達成度に応じて個人別の支給額を決定する。
	中長期業績連動型株式報酬 (株式給付信託*1)	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期の業績目標の結果に応じて支給される株式報酬。 ・評価指標には資本コストを意識した経営の推進や株主との利害の一致、人的資本の強化に資する指標等を用いる。なお、具体的な指標は中期経営計画に基づく指標を用いる。 ・株式給付信託のポイント付与後、一定期間経過後に評価指標に基づきポイント数を変動させる。 ・当該ポイントの一部に相当する数の当社株式を在任中に信託から給付し、役員退任まで譲渡制限を付す。また、当該給付株式の譲渡制限解除時に、残りのポイントに相当する数の当社株式について信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を給付する。

②取締役の報酬は以下の構成とします。

報酬の種類		概要
固定報酬	基本報酬	・当社の事業に精通した社内取締役と経営陣に対する実効性の高い監督として客観的な助言を行う社外取締役の別、および、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて支給される金銭報酬。
変動報酬	株式報酬 (株式給付信託*1)	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意欲を一層高め、株主との利害の共有を図るとともに、取締役の監督としての役割に鑑み、業績と連動しない株式報酬とする。 ・毎年、株式給付信託のポイントを付与し、当該ポイントの一部に相当する数の当社株式を在任中に給付し、役員退任まで譲渡制限を付す。また、当該給付株式の譲渡制限解除時に、残りのポイントに相当する数の当社株式について信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を給付する。

* 1 株式報酬制度の見直し

株式の給付を行う時期を見直し、原則として退任時に給付していたものを株主の皆様との利害の共有を更に進めるとともに、持続的な企業価値向上に対する当社の取締役および執行役の貢献意欲をより一層高めるため、在任中に譲渡制限を付した株式を給付する制度に見直します。

- ・執行役：業績指標に基づく評価後、譲渡制限付株式を給付する方式に変更
- ・取締役：業績に連動しない形で、毎年譲渡制限付株式を給付する方式に変更

なお、現行制度において退任時に給付することが確定しているポイントについては、当該ポイントの一部に相当する数の当社株式を制度変更時に給付し役員退任まで譲渡制限を付す予定です。そして、当該給付株式の譲渡制限解除時に、残りのポイントに相当する数の当社株式について信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を給付する予定です。

具体的な制度内容は、決定次第あらためてお知らせします。

(2) 報酬構成・報酬水準の設定方法

報酬構成や報酬水準の設定にあたっては、機械製造業・自動車部品製造業・同規模の製造業・ESG 先進企業・海外同業企業などで構成されるピアグループを設定し、外部専門家のアドバイスを参考に競争力のある構成と水準を設定しております。

なお、代表執行役社長・執行役専務・取締役の報酬構成は次のような比率（業績目標達成時）となるように設定しています。

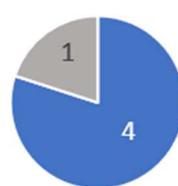
<代表執行役社長 CEO>



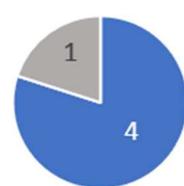
<執行役>



<非業務執行取締役>



<社外取締役>



・代表執行役社長 CEO は取締役報酬を含む。

■ 基本報酬 ■ 短期業績連動報酬 ■ 株式報酬

以 上